

## 【インストラクターメンバーシップ維持条件のご案内】 一般用

### ●メンバーシップの登録

\*MFA JAPANのメンバーとしてインストラクター活動を行うために、インストラクター資格取得時にメンバーシップ登録が行われます。

### ●メンバーシップ資格維持条件

メンバーシップの有効期限：インストラクター資格そのものは資格取得年度または最後に講習を開催した年度から2年間の有効期限となりますが、コース開催権の有効期限は毎年12月31日までです。

メンバーシップ更新料の支払いと更新書類の提出：資格取得年度(12月31日まで)のメンバーシップ料は含まれていますが、翌年以降も現役インストラクターとしてコース開催権を継続的に維持するためには、毎年のメンバーシップ更新料の支払いの他に、インストラクター資格更新申請書類の提出が義務となります。

毎年10月中旬ごろに、翌年のメンバーシップについての「更新手続きのご案内」を登録された住所に郵送します。

送付されたインストラクター資格更新申請書類に必要事項を記入の上、MFA JAPAN宛に返送し、12月20日頃までに翌年分のメンバーシップ更新料を支払うことで手続きが完了します。

但し、11月、12月に資格取得された方は、初年度の活動期間を考慮し翌年度分のメンバーシップ更新料の支払いは免除されます。

更新手続きを怠ると翌年のコース開催権は更新手続きが完了するまで休止扱いとなり、更新手続きが遅れると年会費の他に、期間外更新手数料がかかることがあります。

認定実績：インストラクター資格取得後、毎年1回以上または2年以内に最低2回以上の受講者認定講習を実施する必要があります。

インストラクター資格取得年度から2年間、認定を伴うMFAの講習を行わなかった場合は活動休止扱いとなります。

規約とルールの遵守：IDC参加時に配布され、必要に応じて2年ごとに改訂される最新版の「トレーニングセンター管理マニュアル(TCAM)」を遵守してください。

最新教材の所持：5年に一度の医学基準見直し後、インストラクターガイドの改訂教材の再購入が必要となります。常に最新のインストラクター教材と受講生教材を購入し、必要な時は追加研修を受けてください。

### ●インストラクター現役復帰研修

一旦活動休止扱いとなっていた方が、現役インストラクターとしてコース開催権を得るためには、その休止期間と過去の実績に応じた復帰研修を受けていただくことになります。

資格取得後2年を超えて活動の実績が無い場合は、インストラクター養成コースのフル参加が必要になりますのでご注意ください。

※復帰のための研修参加、インストラクター養成コースの参加、ともに費用が掛かります。

### ●メンバーとしての義務

\*MFA JAPANインストラクターとして、高い水準のスキルと知識の維持のため、またコース内容の統一化のために、規約とルール(最新のTCAM)と、MFA JAPANが年に4回配布するニュースレター

(VISIONS)を熟読し、インストラクター向けに配信されるメンバーサポート・メールニュースを読むことにより、それらによる情報の更新を行うことが資格維持のための条件となります。

※MF AJAPANからのメールを受信できるメールアカウントをお持ちください。

\*上記VISIONS発行の合間の情報が、MFA JAPANのウェブページ内にあるインストラクターサポートのセクションに掲載されることがありますので、インストラクター・サポート画面も定期的に関覧してください。

\*最新の情報を常に入手していただくため、ご登録いただいている住所、氏名、連絡先等の変更はすみやかにご連絡いただく必要があります。

\*MFAインストラクター資格は取り消し可能な資格です。インストラクターが遵守すべき講習基準や規約を守れない場合には、消費者保護とMFAプログラムの質の維持の観点から、資格を取り消される場合があります。